

皆さんのお手元に マイナンバーが届きます

通知カードは10月から個人番号カードの交付は平成28年1月から

10月から

マイナンバー通知

10月5日以降、全ての市民の皆さんに個人番号をお知らせする「通知カード」が順次送付されます。通知カードは、国民一人一人に割り振られたマイナンバーをお知らせする紙製のカードです。世帯単位に、家族全員分が

簡易書留で一括送付されます。届いた通知カードは大切に保管してください。

マイナンバーが届いたら

お手元に通知カードが届いたら、まずは中身を確認してください。書留の中には、通知カードの他に、個人番号カードの申請書と返信用封筒

説明書類が入っています。

通知カードの到着後に「個人番号カード」の申請が可能になり、来年1月以降に交付が始まります。

個人番号カードの初回の交付に費用はかかりませんので、ぜひ交付を受けてください。

便利な

個人番号カード

個人番号カードは、本人確認の身分証明やオンライン手続きなどで利用できます。

個人番号カードの使いみち

① 個人番号を証明する書類として

個人番号カードは、マイナンバーの提示が必要なさまざまな場面で、証明書類として利用できます。

② 本人確認の際の身分証明書として

マイナンバーの提示と本人

マイナンバーが届いたら

まず、住所を確認

住民票の世帯ごとを送付されます。

次に、書類の中身を確認

以下の3点が入っています。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- ③説明書類

個人番号カードを申請（希望者）

申請方法は、次の2通りです。

- 1 郵送での申請
- 2 オンラインでの申請（申請方法については同封の説明書類で確認してください）

個人番号カードを受け取る

以下の3点を用意してください。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②申請後に送られる「交付通知書」
- ③本人確認書類

※ICチップ部分には、電子申請のための電子証明書が記録され、所得情報や病気履歴などのプライバシー性の高い個人情報記録されません。

ご注意ください

・通知カードおよび個人番号カードの交付は、どなたでも初回は無料です。紛失、汚損などによる再交付には、通知カード500円、個人番号カード1000円の再交付手数料がかかります。
・交付済みの住基カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。個人番号カードを交付する際に回収します。

通知カード（全ての人）

紙製



マイナンバーを通知する紙製のカードです。氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。

個人番号カード（希望者）

プラスチック製



表面（イメージ）

通知カードに記載の内容の他に、顔写真が記載されます。



裏面（イメージ）

マイナンバーが記載され、ICチップが搭載されます。



よくある質問

マイナンバー制度に関して、多く寄せられる質問についてお答えします。



Q1 個人情報外部に漏れるなど危険はありませんか？

マ イナンバーを安心・安全に利用していただくため、制度面とシステム面で個人情報を保護するためのさまざまな対策が講じられています。

▶**制度面** 法律に規定があるものを除き、マイナンバーの収集や保管は禁止されています。

また、マイナンバーが適切に管理されているかを、国の特定個人情報保護委員会が監視・監督する上、法律に違反した場合の罰則も、従来よりも重くなっています。

▶**システム面** 個人情報を一元管理せず、従来通り、

年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように“分散して管理”します。行政機関の間で情報のやりとりをするときは、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセス可能な人物も制限管理し、通信する場合は暗号化を行います。

また、マイナンバーを含む自分の個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか、不適切な照会・提供が行われていないかを、インターネットを通じて確認できる「マイナポータル」の運用が、平成29年1月から始まる予定です。

Q2 マイナンバーを他人に提供してもよいですか？

マ イナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人に提供することができません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

Q4 民間事業者もマイナンバーを扱いますか？

平 成28年1月以降、従業員の雇用保険の手続きや給与の源泉徴収票の作成を行う際に、従業員のマイナンバーを取り扱うこととなります。また、マイナンバーをその内容に含む個人情報（特定個人情報）は、適切に管理する必要があります。

Q3 法人にもマイナンバーが指定されるのですか？

法 人にも「13桁」の法人番号が指定され、名称、所在地と合わせて、インターネット上で公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。なお、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所などは法人番号が指定されません。また、個人事業者に対しても、法人番号は指定されません。

Q5 カードの記載内容に変更があったらどのような手続きが必要ですか？

引 越しなどで以後居住することになる市区町村に転入届を提出する際に、通知カードか個人番号カードのいずれかを同時に提出し、カードの記載内容を変更（裏書き）する必要があります。それ以外の場合でも、通知カードあるいは個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出てください。

マイナンバー制度の詳細は

■マイナンバーコールセンター

☎0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)
(土・日・祝日、年末年始除く 9時30分～17時30分)

■制度広報特設サイト

- ・内閣官房 (制度全般)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・特定個人情報保護委員会 (個人情報の保護)
<http://www.ppc.go.jp/>

「マイナンバーは有効に使って」

2歳の男の子を育児中の主婦 Aさん

「マイナンバー制度」の名称は聞いたことがあったけど、私たちの暮らしにどう関係するのか詳しくは知りませんでした。個人情報と結びつくというので、管理は厳重にしてほしいです。以前、住所変更の手続きで市役所へ行ったときに、いろいろな課で同じような書類を何回も書いたので、マイナンバーを有効に使って簡単になるといいですね。



※2～5ページに関する問い合わせは市民課戸籍班 ☎73-0086へ